

大東四條畷消防組合指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する運用基準

令和5年8月18日

改正 令和6年4月1日

この基準は、大東四條畷消防組合火災予防条例(平成26年大東四條畷消防組合条例第27号)第4章に定める指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準の運用に関し必要な事項を別記のとおり定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日の前日までに、大東四條畷消防組合指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する運用基準(平成26年12月19日消防本部訓令第80号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。